水戸市工業振興支援事業

販路拡大事業のご案内

１　補助対象者

市内に事業所を有し，製造業または情報通信業（ソフトウェア開発業等）を営む中小企業者

２　補助対象となる内容

①展示会，商談会等への出展

②会社ホームページ等の作成及び刷新

３　補助金の対象となる経費

展示会，商談会等への出展

①展示会，商談会の申込に係る経費

②展示会，商談会でのブース等の装飾に係る経費

③展示会，商談会での配布するパンフレットや展示物の作成に係る経費

会社ホームページ等の作成及び刷新

①作成・刷新に係る委託費

※申請年度中に事業を実施し，年度末（３月３１日）までに経費の支払いを完了させる必要があります。

※業者等との請負契約や対象経費の支払いの前に補助申請が必要となります。

４　補助率・補助限度額

①補助率　　対象経費の１／２以内

②補助限度額　　20 万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間８件を予定しております（先着順）。

５　申請方法

工業振興支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に，次の書類を添付して申込みをしてください。

①実施計画書

②-1 展示会，商談会等への内容が分かる書類（過去の開催時の資料や今回開催の募集案内等の写し）

②-2 会社ホームページ等の作成内容が分かる書類（仕様書の写し等）

③見積書の写し

④会社の事業内容が分かるものの写し（会社のパンフレット等）

※工業支援事業補助金交付申請書および実施計画書の様式及び見本は下記ＵＲＬより取得できます。

https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020149.html

※連続利用の制限があります。該当した場合は概ね２ヵ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。

６　申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課　商工労政係　〒310-8610　水戸市中央 1-4-1　℡　029-232-9185